

&lt;個別案件確認表（東京都）&gt;

東京都担当確認年月日 令和元年11月12日

東京都作業部会確認年月日 令和元年11月13日

(契約変更に伴う再確認日 令和2年9月9日)

(契約変更に伴う再確認日 令和2年12月11日)

事業名 借上財産評定委員会の結果について（福島あづま球場）

案件名 同上

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> <li>本件は、本大会における野球・ソフトボールの競技会場となる福島あづま球場の運営に必要な施設を確保するに当たり、必要となる会場使用料である。</li> <li>オリンピック競技が実施される予定であり、大卒の合意に基づき、全額を東京都が負担する事項である。</li> <li>パラ経費は該当なし。</li> </ul> (令和2年9月8日 契約変更に伴う確認・追記) <ul style="list-style-type: none"> <li>なお、延期に伴う追加経費の取扱いは、現時点で未定である。</li> </ul> (令和2年12月10日 契約変更に伴う確認・追記) <ul style="list-style-type: none"> <li>なお、延期に伴う追加経費の取扱いは、現時点で未定である。</li> </ul>	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>都外自治体所有施設の競技会場の確保は、大会運営の主体である組織委員会が担うこととなっており、組織委員会が執行する内容として妥当である。</li> </ul>	

<p>経費の内容等 が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から 妥当なものであること</p>	<p>必要性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島あづま球場は、東京 2020 大会の野球・ソフトボールの競技会場であり、土地、施設等の確保は、大会運営に不可欠である。 （令和 2 年 9 月 8 日 契約変更に伴う確認・追記）</li> <li>・今般の 2020 大会の開催時期延期の決定を踏まえ、大会開催のために組織委員会が借用した競技会場については、原則として、①施設所有者に対する返却を基本とし、②返却にあたり、仮設物の撤去及び再設置が困難な場合は、利用に必要な安全確保策を施した上で引き続き借用する方向で取り扱う旨説明を受けている。</li> <li>・なお、本施設については、組織委員会より下記の通り説明を受けている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 福島あづま球場では、大会準備工事にあたり、公園敷地は令和元年 12 月 10 日から令和 2 年 9 月 30 日まで、公園施設は令和 2 年 2 月 17 日から令和 2 年 9 月 30 日まで借用予定であった。</li> <li>② 大会延期の決定を受け、福島県、指定管理者より、5 月からの一般利用に支障となる仮設物撤去の要請があった。</li> <li>③ 大会延期に伴う検討を行い、公園施設は一般利用に支障となる仮設物を撤去し、公園内一般利用に支障のない仮設物を一部残置することとしている。</li> </ul> </li> <li>・これらを踏まえ、使用範囲・期間、使用料に変更が生じることから手続きを進める必要がある。 （令和 2 年 12 月 10 日 契約変更に伴う確認・追記）</li> <li>・2021 年本大会時の福島あづま球場の使用範囲・期間が概ね確定したことに伴い、使用料に変更が生じ、今後手続きを進める必要がある。</li> </ul>	
--	------------	--	--

	<p>効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各施設の使用期間については、関係F Aと調整の上、施設所有者と交渉を重ね、施設ごとの使用期間が最短となるよう最大限の配慮を行っている。</li> <li>(令和2年9月8日 変更契約に伴う確認・追記)</li> <li>契約の変更については、仮設物の撤去後、借用範囲を最小にすることができ、効率性が図られる。</li> <li>(令和2年12月10日 契約変更に伴う確認・追記)</li> <li>会場使用計画の見直しを行っており、借用範囲・期間を最小にするよう検討を行う等、効率性が図られている。</li> </ul>	
	<p>納得性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会場使用料は、「福島県都市公園条例」に基づき算定を行っており、算定プロセスの適正性、公正性を担保している。</li> <li>(令和2年12月10日 契約変更に伴う確認・追記)</li> <li>借用範囲・期間を最小となるよう検討していることにより、会場使用料の削減に努めている。</li> </ul>	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京2020大会の実施にあたり、競技会場の借上げに伴う使用料負担は、会場確保のために必要不可欠なものであり、本事業は、公費負担の対象として適切と言える。</li> <li>借上財産評定委員会で承認された金額は借上げの上限額である。福島県及び指定管理者と引き続き交渉し、一層の経費縮減を図り、V3予算内に収めること。</li> <li>また、使用規模及び使用期間について、使用の実態に合わせて規模を見直すなど、精査を引き続き行うこと。</li> <li>(令和2年9月8日 契約変更に伴う確認・追記)</li> <li>今後検討が必要な再工事における借用範囲は、必要最低限とすること。</li> <li>また、延期に伴う追加経費については、現時点においてはその取扱いが未定であるため、当面組織委員会の負担とする。</li> <li>(令和2年12月10日 契約変更に伴う確認・追記)</li> <li>また、延期に伴う追加経費については、現時点においてはその取扱いが未定であるため、当面組織委員会の負担とする。</li> </ul>		

\*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

&lt;個別案件確認表（東京都）&gt;

東京都担当確認年月日 平成30年6月18日

東京都作業部会確認年月日 平成30年6月21日

(契約変更に伴う再確認日 令和2年8月7日)

(契約変更に伴う再確認日 令和2年12月11日)

事業名 借上財産評定委員会の結果について（オリンピックスタジアム）

案件名 借上財産評定委員会の結果について（オリンピックスタジアム）

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件は、東京2020大会のメインスタジアムとなるオリンピックスタジアムの運営に必要な土地・施設等を適正かつ公正な価格（損失補償額）で確保することを目的とし、組織委員会内の外部有識者等から成る借上財産評定委員会の付議を経て、上限額を評定するものである。</li> <li>・ 当該上限額がV2予算内に収まっている。</li> <li>・ オリンピックスタジアムは、パラリンピック競技が実施される予定であり、平成29年5月31日の合意に基づき、パラリンピック経費の1/4相当額を東京都が負担する事項である。</li> </ul> <p>(令和2年8月6日 契約変更に伴う確認・追記)</p> <p>なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。</p> <p>(令和2年12月10日 契約変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本施設借用にかかる既存経費分の消費税影響額については、平成29年5月31日の合意に基づき、パラリンピック経費の1/4相当額を東京都が負担する事項である。</li> </ul> <p>なお、本施設借用にかかる追加経費分の消費税影響額については、延期に伴う追加経費であり、その取り扱いは現時点で未定である。</p>	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成29年5月31日の合意では、民間及び国（JSCを含む）所有施設の競技会場の賃借料等は、組織委員会が負担することとなっており、組織委員会が執行する内容として妥当である。</li> </ul>	

<p>経費の内容等 が必要性（必要 な内容、機能か など）、効率性 （適正な規模、 単価かなど）、 納得性（類似の ものと比較し て相応かなど） 等の観点から 妥当なもので あること</p>	<p>必 要 性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オリンピックスタジアムは、東京 2020 大会のメインスタジアムであり、土地・施設等の確保は、大会運営に不可欠な事業である。</li> </ul> <p>(令和 2 年 8 月 6 日 契約変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今般の 2020 大会の開催時延期の決定を踏まえ、大会開催のために組織委員会が借用した競技会場については、原則として、①施設所有者に対する返却を基本とし、②返却にあたり、仮設物の撤去及び再設置が困難な場合は、利用に必要な安全確保策を施した上で引き続き借用する方向で取り扱う旨説明を受けている。</li> <li>・ なお、本施設については、組織委員会より下記の通り説明を受けている。</li> <li>・ 既に工事が令和 2 年 1 月より着手されている当該施設については、組織委員会より上記②に該当し、延期後の大会に向けて全仮設物を撤去し再設置をする場合の費用と、仮設物を残置する場合の費用を比較した結果、残置する場合の費用の方が総合的に見て安価となる旨説明を受けている。</li> <li>・ 設置済みの陸上競技施設（サブトラック等）を一旦撤去した後の再設置は、工期的に来年 4 月に予定されている陸上競技のテストイベントまでに間に合わないため、本施設を存置し、借用を継続する。</li> <li>・ これらを踏まえ、大会延期決定後の本施設の借用範囲・期間は、関係 F A と調整の上、施設所有者と交渉を重ね、必要最小限となるよう最大限の配慮を行っている。</li> </ul> <p>(令和 2 年 1 2 月 1 0 日 契約変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営業休止補償に関する消費税の制度上の取扱いにかかる経費である。</li> </ul>	
---	----------------------	---	--

	<p>効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>補償対象は、施設の借上げに伴い、施設所有者が当該地で事業展開している施設の休業が余儀なくされ発生する損失である。</li> <li>各施設の使用期間は、関係FAと調整の上、施設所有者と交渉を重ね、施設ごとの使用期間が最短となるよう最大限の配慮を行っている。</li> <li>国の「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準拠し、外部有識者等の専門的知見を踏まえ制定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき算定を行っている。</li> <li>以上から、適正な規模、基準による算定といえる。 (令和2年8月6日 契約変更に伴う確認・追記)</li> <li>大会延期時点で未使用だった施設については返却し、令和2年度は最小範囲での借上げとすることで経費の削減が図られる。</li> </ul>	
	<p>納得性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>算定にあたっては、施設所有者の事業実績等を踏まえ、上記の通り、国の「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準拠し、外部有識者等の専門的知見を踏まえ制定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき行っている。又、業務委託先である補償コンサルタントによる検証を経た上、外部有識者等から構成される「借上財産評定委員会」による評定を実施しており、算定上、適正性、公正性が担保され、適切な手続きに則り評定した上限額といえる。 (令和2年8月6日 契約変更に伴う確認・追記)</li> <li>変更後の借用期間に対する営業補償額について、改めて「借上財産評定委員会」における評定を実施し、算定プロセスの適正性、公正性を担保している。 (令和2年12月10日 契約変更に伴う確認・追記)</li> <li>営業休止補償にかかる消費税影響額については、改めて「借上財産評定委員会」による評定を実施しており、算定プロセスの適正性、公正性を担保している。</li> </ul>	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>東京2020大会の実施にあたり、競技会場の借上げに伴う損失補償は、会場確保のために必要不可欠なものであり、本事業は、公費負担の対象として適切といえる。 (令和2年8月6日 契約変更に伴う確認・追記)</li> <li>また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。 (令和2年12月10日 契約変更に伴う確認・追記)</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 本施設借用にかかる消費税影響額については、会場確保のために必要不可欠なものであり、公費負担の対象として適切といえる。</li></ul> <p>なお、本施設借用にかかる追加経費分の消費税影響額については、延期に伴う追加経費であり、現時点においてはその取扱いが未定であるため、当面組織委員会の負担とする。</p>	
--	---	--

\*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。